

## 持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者名の公表(第11回)

関東製紙原料直納商工組合では、平成25年10月30日に持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者については警告を発するとともに、事業者名を明示したうえで警告を発した事実を公表することを明らかにしました。

次の事業者は、こうした厳しい方針を明らかにした後も相変わらず持ち去り古紙の買い入れを止めようとしないことから、3月20日付文書をもって警告を発しました。

なお、この間の経過の概要等は別紙の通りです。

### 警告の対象事業者

埼玉県八潮市大原 526-1

八潮エコ株式会社

代表取締役 新堀 勝男

平成27年3月20日

関係各位

関東製紙原料直納商工組合

(別紙)

(1) 八潮エコ株式会社に対する警告に至る事実経過

平成 27 年 3 月 10 日

東京都中央区がGPSをセットした古紙が持ち去られ、同日八潮エコ株式会社に持ち込まれる。

3 月 20 日

3 月 10 日の事実関係について、持ち去り古紙を買い入れないよう自主的な防止策の立案・実施を文書により申し入れる。

(2) これまでの警告状況

① 平成 26 年 3 月 22 日 茨城県取手市 ⇒ 4 月 1 日警告 (1 回目)

② 5 月 10 日 東京都板橋区 ⇒ 6 月 10 日警告 (2 回目)